

大分市納税通知書用封筒広告掲載募集要項

1 趣旨

この要項は、軽自動車税（種別割）、固定資産税・都市計画税及び市民税・県民税・森林環境税に係る納税通知書を封入する封筒（以下「納税通知書用封筒」という。）への広告掲載の募集に関し、大分市広告料収入事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び大分市印刷物広告掲載取扱要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 広告掲載を募集する納税通知書用封筒

（１）軽自動車税（種別割）納税通知書用封筒

（口座振替用、減免承認通知書用を除く当初発送分のみ）

- | | |
|---------|---|
| ①広告媒体 | 令和８年度 軽自動車税（種別割）納税通知書用封筒
封筒のサイズ：縦１２０mm×横２０５mm
紙質：片艶晒クラフト紙（内側面は市章の不透明加工） |
| ②掲載位置 | 納税通知書用封筒 裏面一部 |
| ③使用期間 | 令和８年５月上旬～令和８年６月末 |
| ④印刷予定枚数 | 約１２４,０００枚 |
| ⑤広告のサイズ | 縦６０mm×横１６０mm以内 |
| ⑥広告の枠数 | １枠 |
| ⑦印字の色 | カラー |
| ⑧最低価格 | ２７６,０００円（税抜） |
| ⑨その他 | ア 広告主の名称及び連絡先を表示すること。
イ 掲載する広告は、すべて同一のものとすること。 |

（２）固定資産税・都市計画税納税通知書用封筒

- | | |
|---------|---|
| ①広告媒体 | 令和８年度 固定資産税・都市計画税納税通知書用封筒
封筒のサイズ：長形３号（定形郵便物サイズ）
紙質：片艶晒クラフト紙（内側面は市章の不透明加工） |
| ②掲載位置 | 納税通知書用封筒 裏面一部 |
| ③使用期間 | 令和８年４月上旬～令和９年３月末 |
| ④印刷予定枚数 | 約１７２,０００枚 |
| ⑤広告のサイズ | 縦６０mm×横２００mm以内 |
| ⑥広告の枠数 | １枠 |
| ⑦印字の色 | カラー |
| ⑧最低価格 | ３９６,０００円（税抜） |
| ⑨その他 | ア 広告主の名称及び連絡先を表示すること。
イ 掲載する広告は、すべて同一のものとすること。 |

(3) 市民税・県民税・森林環境税納税通知書用封筒

- ①広告媒体 令和8年度 市民税・県民税・森林環境税納税通知書用封筒
封筒のサイズ：長形3号（定形郵便物サイズ）
紙質：片艶晒クラフト紙（内側面は市章の不透明加工）
- ②掲載位置 納税通知書用封筒 裏面一部
- ③使用期間 令和8年6月上旬～令和9年5月末
- ④印刷予定枚数 約106,000枚
- ⑤広告のサイズ 縦60mm×横200mm以内
- ⑥広告の枠数 1枠
- ⑦印字の色 カラー
- ⑧最低価格 239,000円（税抜）
- ⑨その他 ア 広告主の名称及び連絡先を表示すること。
イ 掲載する広告は、すべて同一のものとすること。

3 広告内容

広告内容は、実施要綱第3条で定める大分市広告料収入事業広告掲載基準に基づきその適否を判断する。

4 広告掲載料

- (1) 広告に係る広告掲載料は、広告掲載を募集する納税通知書用封筒に応じて定めている最低価格以上でなければならない。
- (2) 広告デザイン等の作成に要する費用は、広告主の負担とする。
- (3) 広告掲載料は、契約締結後、市が指定する日までに納付しなければならないものとする。

5 申込方法

軽自動車税（種別割）納税通知書用封筒、固定資産税・都市計画税納税通知書用封筒又は市民税・県民税・森林環境税納税通知書用封筒に広告の掲載を希望する者は、次の書類を各担当課まで持参又は郵送等により提出する。（複数の納税通知書用封筒に広告の掲載を希望する場合は、(2)の提出期間内に、それぞれの担当課に提出するものとする。）

- (1) 提出書類（各1部）
 - ア 納税通知書用封筒広告掲載申込書（別紙1）
 - イ 上記の書類に次の書類を添付すること。
 - (ア) 広告原案（文面、図のイメージ等）
 - (イ) 広告主の事業概要の資料
 - (ウ) 誓約書（別紙2）

(2) 提出期間

令和7年11月4日（火） ～ 令和7年11月28日（金）午後5時【必着】

(3) 申込参加資格

広告の掲載を希望する個人又は法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが、実質上経営に関与する者を含む。）が、大分市暴力団排除条例（平成23年大分市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1号に規定する暴力団関係者にあたらないと認められること。

6 選定方法

納税通知書用封筒に掲載する広告として適当であると認められるものを提出した者のうち、申込価格が最も高い者を広告主として決定する。（最も高い者が複数いた場合は、抽選により決定する。）広告主の決定の取消又は辞退（以下「取消等」という。）があった場合は、納税通知書用封筒に掲載する広告として適当であると認められるものを提出した者のうち、申込価格が取消等のあった者の次に高いものを広告主とすることができる。

ただし、大分市税を滞納している者又は過去2年以内において大分市税の滞納処分を受けた者は、広告主になることができないものとする。

7 選定結果の公表

広告主として決定した申込者名及び申込みの結果は、インターネットを利用して本市が開設する公式ホームページ等により公表する。

8 その他

この要項に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

9 担当課（問い合わせ先）

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

(1) 軽自動車税（種別割）納税通知書用封筒関係

大分市財務部税制課 諸税担当班

TEL 097-537-7314

FAX 097-537-7869

(2) 固定資産税・都市計画税納税通知書用封筒関係

大分市財務部資産税課 管理担当班

TEL 097-537-5610

FAX 097-534-6132

(3) 市民税・県民税・森林環境税納税通知書用封筒関係

大分市財務部市民税課 個人市民税第2担当班

TEL 097-537-5730

FAX 097-537-7870